

他市場収入・可変費の適用範囲

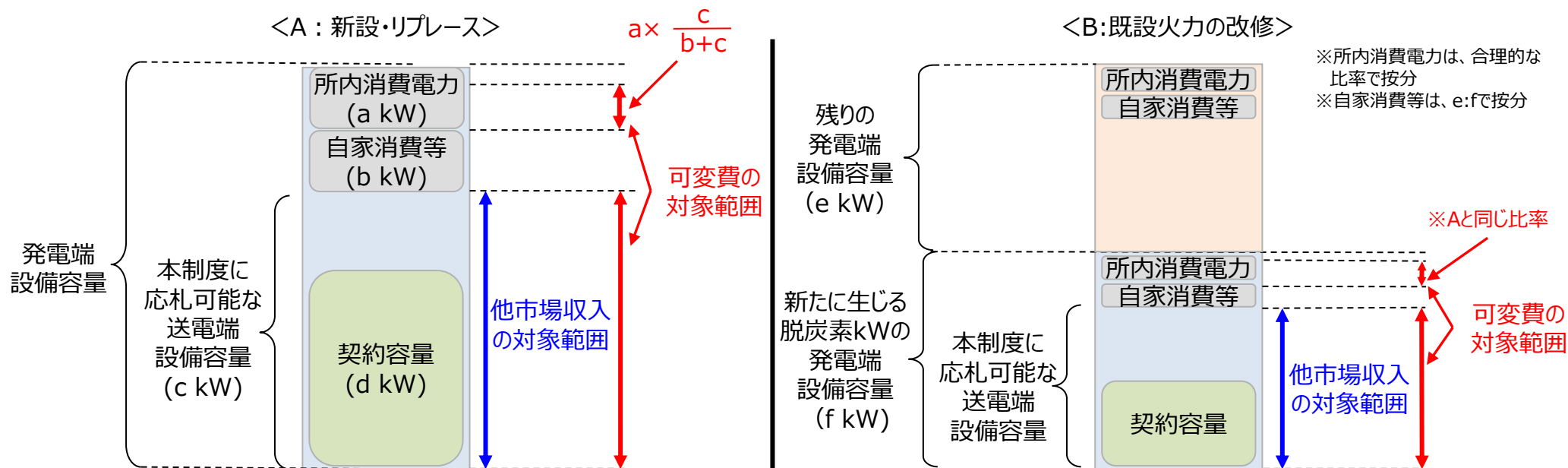
- 他市場収益を算定する際の「他市場収入」と「可変費」の対象範囲は、基本的には、**電源全体**※（既設火力の改修案件の場合は、新たに生じる脱炭素kW）から生じる他市場収入・可変費が対象となります。

※ 契約容量以上の設備容量が存在する場合でも、設備全体の建設費を応札価格に算入することが可能であるため、他市場収入・可変費の範囲も電源全体となります。

- ただし、「**自家消費等**」が存在する場合は、**その分を控除した以下の範囲**となります。

他市場収入：本制度に応札可能な送電端設備容量から生じる他市場収入。

可変費：本制度に応札可能な送電端設備容量から生じる可変費に加えて、所内消費電力の一部（比率は以下の図を参照）から生じる可変費。



※ 1) 第11次中間とりまとめP30・図32を基に作成。

※ 2) 「自家消費等」とは、自家消費・自己託送・特定供給・特定送配電事業者に供出される容量や、FIT/FIP に供する容量を意味する。